平成２２年（フ）第２６号
京都府京丹後市丹後町成願寺611番地
債務者　山中　晃子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第９８４号
大阪府柏原市法善寺４丁目２番27―302号
債務者　中谷　嘉之
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
大阪府柏原市法善寺４丁目２番27―302号
債務者　中谷　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１９号
大阪府富田林市久野喜台２―３　金剛団地135棟208号室、住民票上の住所大阪府富田林市寺池台１丁目９番60―304号
債務者　柳川　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６７号
堺市堺区大浜北町１丁10番５号、前住所大阪府泉南郡田尻町大字吉見1012番地の180
債務者　土本　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８７号
大阪府南河内郡太子町大字春日1206番地の１、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日111番地の７
債務者　浅野　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７５号
堺市堺区砂道町３丁３番19号　パシフィック浅香507号、前住所堺市堺区砂道町３丁６番19号　ライトハウスキリスト教会内
債務者　井上　和明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９２号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目５番22号、前住所京都市伏見区羽束師菱川町243番地２橋本マンション101
債務者　美藤　祥子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１１号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目４番４―303号
債務者　坂本三重子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１７号
堺市西区鳳中町10丁12番地３　やかた南浜寺Ⅰ―201号、前住所堺市西区上546番地１　ネオハイツ鳳1001号
債務者　吉村　典子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２６号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目４番４―303号
債務者　坂本電気工事こと　坂本　　元
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３６号
大阪府高石市綾園２丁目18番10号
債務者　青山小百合
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４３号
堺市中区八田北町10番地31　９棟109号
債務者　ＪＰナビ・サービスこと　渡辺　武治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５０号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅４棟306号
債務者　和田　陽次
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５２号
大阪府富田林市若松町１丁目１番12―206号
債務者　和田　政典
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号
大阪府富田林市梅の里２丁目14番５号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目27番10号ザ・ウエスト忠岡東ハイツ202
債務者　山下　憲子（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６２号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1536番地の１―301号
債務者　足立　直己
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係